

しがのスマート農業推進協力隊 規約

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課

(名称)

第1条 この団体は、「しがのスマート農業推進協力隊」（以下「協力隊」という。）と称する。

(目的)

第2条 協力隊は、民間団体、企業、大学、研究機関、県など多様な主体とともに、滋賀県の強い農業づくりの実現に向け、生産性の向上や省力化等が図れるスマート農業の普及の機運を高め、農業者によるＩＣＴ等の先端技術の活用を加速化させる取組の推進に協力することを目的とする。

(活動)

第3条 協力隊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 農業者に対するスマート農業の理解促進
- (2) 民間企業、大学等が有するスマート農業技術の情報発信
- (3) スマート農業推進に関する意見収集
- (4) その他、スマート農業に関する情報共有

(構成員)

第4条 趣旨に賛同し、県が行う「しがのスマート農業推進事業」の実施について、積極的に協力できる次の者を構成員とする。

- (1) スマート農業にかかる技術開発や製品販売等の実績のある民間企業
- (2) 県内の大学
- (3) 滋賀県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会滋賀県本部
- (4) その他

(登録手続)

第5条 協力隊への登録を希望する者は、協力隊登録申込書（様式1）を事務局に届け出ることにより、隊員となることができる。

登録内容の変更または取消しを希望する者は、協力隊登録変更（取消）申込書（様式2）を事務局に届け出るものとする。

(退会)

第6条 全ての構成員は、事務局に届け出ることにより、任意に退会することができる。

(会費)

第7条 会費は無料とする。

(事務局)

第 8 条 協力隊は、事務局を滋賀県農政水産部みらいの農業振興課に置く。事務局は第 3 条に定める活動にかかる事務を担うこととする。

(設置期間)

第 9 条 協力隊は設置期間を令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までとする。ただし、第 2 条に定める目的を達成するため、必要に応じて設置期間を延長することができる。

(補則)

第 10 条 この規約に定めのない事項については、事務局において定める。

付 則

この規約は、平成 30 年 4 月 20 日から施行する。

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。